

山梨県公報

第二千二百五十二号

平成二十四年

八月十三日

月 曜 日

目 次

道路の区域変更	四六九
道路の供用開始(二件)	四六九

告 示

山梨県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年九月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 一四一号
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
北杜市須玉町若神子字小林三二四九番の一地先から 北杜市須玉町若神子字小林三二四九番の二地先まで	旧	一四・一 二〇・八	九・五
	新	一四・一 二二・二	九・五

山梨県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年九月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長(メートル)	供用開始の期日
甲府市志田字柿木五四一番の一地先から 甲斐市宇津谷字六反川八四八番地先まで	甲府市志田字柿木五四一番の一地先から 甲斐市宇津谷字六反川八四八番地先まで	甲斐市宇津谷字六反川八四八番地先から 甲斐市宇津谷字大ノ田一三五番の四地先まで	三一八・七	平成二十四年八月十三日
甲斐市宇津谷字六反川八五一番地先から 甲斐市宇津谷字大ノ田一三五番の四地先まで	甲斐市宇津谷字六反川八五一番地先から 甲斐市宇津谷字大ノ田一三五番の四地先まで	甲斐市宇津谷字六反川八五一番地先から 甲斐市宇津谷字大ノ田一三五番の四地先まで	一六三・五	

山梨県告示第二百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年九月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長(メートル)	供用開始の期日
柳平塩山線	柳平塩山線	山梨市牧丘町千野々宮字大石窪四七番の一地先から 山梨市牧丘町千野々宮字坂ノ下八四番の三地先まで	三〇〇・〇	平成二十四年八月十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番